

殿

税務署長

印

年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが 年 月 日付でされた 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。

この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分			④ 前 の 額	⑤ 後 の 額	⑥ 増 減 (△ 印) 差 額 (⑤ - ④)
所得金額	所得	①			
	所得	②			
	所得	③			
	所得	④			
	計 (総所得)	⑤			
	所得	⑥			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑦			
	小規模企業共済等掛金控除	⑧			
	生命保険料控除	⑨			
	地震保険料控除	⑩			
	寡婦、ひとり親、障害者、学生、労働者、配偶者 (特別) 控除	⑪			
	扶養控除	⑫			
	基礎控除	⑬			
	⑦ から ⑫ までの計	⑭			
	雑療費 (特例) 控除	⑮			
	寄附金控除	⑯			
所得控除額の計		⑰			
課税される所得金額 (⑰の金額を⑱、⑲から順に控除)	総所得	⑱			
	所得	⑲			
算出税額	⑱ に 対 する 税 額	⑳			
	⑲ に 対 する 税 額	㉑			
	計	㉒			
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉓			
	控除	㉔			
	控除	㉕			
差引所得税額 (㉒ - ㉓ - ㉔ - ㉕) (引ききれないときは 0)		㉖			
災害減免額		㉗			
再差引所得税額 (㉖ - ㉗)		㉘			
令和 6 年分特別税額控除		㉙			
再々差引所得税額 (㉘ - ㉙)		㉚			
復興特別所得税額 (㉚ × 2.1%)		㉛			
所得税及び復興特別所得税の額 (㉛ + ㉜)		㉜			
外国税額控除等		㉝			
源泉徴収税額		㉞			
申告納税額 (㉜ - ㉝ - ㉞)		㉟			
予定納税額	第 1 期	㊱			
	第 2 期	㊲			
確定納税額 (㉟ - ㊱ - ㊲)	納付すべき税額	㊳			
	還付金の額に相当する税額	㊴			
差引減少 (△ 印) する税額 (㊳ - ㊴)		㊵			

本表の一の三

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

殿

第 年 月 日

(整理番号)

税務署長

年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが 年 月 日付でされた 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、
下の表のとおり更正します。
この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		A 更 正 前 の 額	B 更 正 後 の 額	C 増 減 (△ 印) 差 額 (B - A)
所得金額	1	円	円	
	2			
	3			
	4			
	計 (総所得)			円
	6			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	7		
	生命保険料、地震保険料控除	8		
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除	9		
	配偶者、配偶者特別控除	10		
	扶 養 控 除	11		
	基 礎 控 除	12		
	7 欄 から 12 欄 までの 計	13		
	雑 損 、 医 療 費 、 医 療 費 (特 例) 控 除	14		
	寄 附 金 控 除	15		
	所 得 控 除 額 の 計	16		
課税される所得金額 (16欄の金額を5欄、6欄から13欄に控除)	総 所 得	17		
		18		
算出税額	17 欄 に 対 す る 税 額	19		
	18 欄 に 対 す る 税 額	20		
	計	21		
所得税額 から差し引 かれる金額		22		
		23		
		24		
差引所得税額 (21欄 - 22欄 - 23欄 - 24欄) (引ききれないときは0)		25		
災 害 減 免 額		26		
再 差 引 所 得 税 額 (25欄 - 26欄)		27		
令 和 6 年 分 特 別 税 額 控 除		28		
再々差引所得税額 (基準所得税額) (27欄 - 28欄)		29		
復 興 特 別 所 得 税 額 (29欄 × 2.1%)		30		
所得税及び復興特別所得税の額 (29欄 + 30欄)		31		
外 国 税 額 控 除 等		32		
源 泉 徴 収 税 額		33		
申 告 納 税 額 (31欄 - 32欄 - 33欄)		34		円
予定納税額	第 1 期	35		
	第 2 期	36		
確定納税額 (34欄 - 35欄 - 36欄)	納 付 す べ き 税 額	37		
	還 付 金 の 額	38		
差 引 減 少 (△ 印) す る 税 額 (37欄 - 38欄)		39		

本表の
一の二

電子通知

□□□ □□□□

殿

税務署長

印

令和 年分所得税及び復興特別所得税の更正 通知書

加算税の賦課決定

令和 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内になります。

減少する

区 分		① 更正前の額	② 更正後の額	③ 増減(△印)差額 (② - ①)
所得金額	所得 ①	円	円	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	計 (総所得) ⑤			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑥			
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦			
	生命保険料控除 ⑧			
	寡婦・学生・ひとり親世帯等控除 ⑨			
	配偶者(特別)控除 ⑩			
	扶養控除 ⑪			
	基礎控除 ⑫			
	⑬ から ⑭ までの計 ⑬			
	医療費(特例)控除 ⑭			
	寄附金控除 ⑮			
	所得控除額の計 ⑯			
	課税される所得金額 (⑤ - ⑯) ⑰			
	⑰ に対する税額 ⑱			
	所得税額から差し引かれる金額 ⑲			
	差引所得税額 (⑱ - ⑲ - ⑳) (引ききれないときは0) ㉑			
源泉徴収税額	災害減免額 ㉒			
	再差引所得税額 (㉑ - ㉒) ㉓			
	令和6年分特別税額控除 ㉔			
	再々差引所得税額 (㉓ - ㉔) ㉕			
	復興特別所得税額 (㉕ × 2.1%) ㉖			
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉕ + ㉖) ㉗			
	源泉徴収税額 ㉘			
	申告 (㉗ - ㉘) ㉙			
	予定納税額 第1期 ㉚			
	第2期 ㉛			
加算税	差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 ㉜			
	加算税の基礎となる税額 ㉝			
	加算税の割合 ㉞	%	%	
	加算税の額 (㉝ × ㉞) ㉟	円	円	

○ 納付すべき税額は、 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

また、本税(上記㉟の太い枠内の金額)には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、別添の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

本表の二の二

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期 間（日 数）	延 滞 税 の 額
10,000 円 未 満 の 端 数 切 捨 て				確定申告期限の翌日 から完納の日まで	
				=	
3 6 5					

(注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合

② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「延滞税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

区 分			④	⑤	⑥ 増減 (△印) 差額 (⑤ - ④)
所得金額	所得	①	円	円	
	所得	②			
	所得	③			
	所得	④			
	所得	⑤			
	計 (総所得)	⑥			
	所得	⑦			
	所得	⑧			
	所得	⑨			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩			
	小規模企業共済等掛金控除	⑪			
	生命保険料控除	⑫			
	寡婦、学生、障害者、	⑬			
	配偶者 (特別) 控除	⑭			
	扶養控除	⑮			
	基礎控除	⑯			
	⑩ から ⑮ までの計	⑰			
	医療費 (特例) 控除	⑱			
課税される所得金額 (⑯ の金額を ⑥、⑦、⑧、⑨ から順に控除)	総所得	⑲			
	所得	⑳			
	所得	㉑			
	所得	㉒			
算出税額	㉑ に 対 する 税 額	㉓			
	㉒ に 対 する 税 額	㉔			
	㉓ に 対 する 税 額	㉕			
	㉔ に 対 する 税 額	㉖			
	計	㉗			
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉘			
	控除	㉙			
	控除	㉚			
差 引 所 得 税 額 (㉗ - ㉘ - ㉙ - ㉚) (引ききれないときは 0)		㉛			
災 害 減 免 額		㉜			
再 差 引 所 得 税 額 (㉛ - ㉜)		㉝			
令 和 6 年 分 特 別 税 額 控 除		㉞			
再々差引所得税額 (㉝ - ㉞)		㉟			
復興特別所得税額 (㉟ × 2.1%)		㊱			
所得税及び復興特別所得税の額 (㉟ + ㊱)		㊲			
外 国 税 額 控 除 等		㊳			
源 泉 徴 収 税 額		㊴			
申告納税額 (㊲ - ㊳ - ㊴)		㊵			
予定納税額	第 1 期	㊶			
	第 2 期	㊷			
確定納税額 (㊵ - ㊶ - ㊷)	納 付 す べ き 税 額	㊸			
	還付金の額に相当する税額	㊹			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額	㊺			
	減少する所得税額に係る還付加算金	㊻			
差引納付すべき税額又は減少 (△印) する税額 (㊸ - ㊹ - ㊺ + ㊻)		㊼			
申告加算税	加算税の基礎となる税額	㊽	円	円	
	加 算 税 の 割 合	㊾	%	%	
	加 算 税 の 額 (㊽ × ㊾)	㊿	円	円	
重 加 算 税	加算税の基礎となる税額	㋀			
	加 算 税 の 割 合	㋁	%	%	
	加 算 税 の 額 (㋀ × ㋁)	㋂	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額		㋃			
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		㋄			
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額		㋅			

特
農
青
・
白

氏名 _____ 殿

区 分		A	B	増 減 (△ 印) 差 額 C (B - A)
所 得 金 額	1	円	円	
	2			
	3			
	4			
	5			
	計 (総 所 得)			円
	7			
	8			
	9			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	10		
	生命保険料、地震保険料控除	11		
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除	12		
	配偶者、配偶者特別控除	13		
	扶養控除	14		
	基礎控除	15		
	10 欄 から 15 欄 までの計	16		
	雑損、医療費、医療費(特例)控除	17		
	寄附金控除	18		
所得控除の計	19			
課税される所得金額	20			
(19 欄 の 金 額 を 6 欄、7 欄、8 欄、9 欄 から順に控除)	21			
	22			
	23			
	24			
算 出 税 額	20 欄 に 対 す る 税 額	24		
	21 欄 に 対 す る 税 額	25		
	22 欄 に 対 す る 税 額	26		
	23 欄 に 対 す る 税 額	27		
計	28			
所得税額	29			
から差し引	30			
かれる金額	31			
差引所得税額(28欄-29欄-30欄-31欄)(引きされないときは0)	32			
災 害 減 税 額	33			
再 差 引 所 得 税 額 (32欄-33欄)	34			
合 和 6 年 分 特 別 税 額 控 除	35			
再々差引所得税額(基準所得税額)(34欄-35欄)	36			
復興特別所得税額(36欄×2.1%)	37			
所得税及び復興特別所得税の額(36欄+37欄)	38			
外 国 税 額 控 除 等	39			
源泉徴収税額	40			
申告納税額(38欄-39欄-40欄)	41		円	
予 定 納 税 額	第 1 期	42		
	第 2 期	43		
確 定 納 税 額	納 付 す べ き 税 額	44		
(41欄-42欄-43欄)	還 付 金 の 額 に 相 当 す る 税 額	45		
損 失 の 繰 戻 し	還 付 金 の 額 に 相 当 す る 所 得 税 額	46		
	減少する所得税額に係る還付加算金	47		
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (44欄-45欄-46欄+47欄)	48			
加 算 税	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	49	円	円
	加 算 税 の 割 合	50	%	%
	加 算 税 の 額 (49欄×50欄)	51	円	円
	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	52		
重 加 算 税	加 算 税 の 割 合	53	%	%
	加 算 税 の 額 (52欄×53欄)	54	円	円
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額	55			
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額	56			
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額	57			

重加算税がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの重加算税又は過少（無）申告加算税の基礎となる税額は、この計算書の㉔欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名 氏

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉒	㉓	㉔
		前	後	隠蔽仮装事由 部分の額	隠蔽仮装事由以外 の事実のみに基づ いて更正決定等が あったとした場合 の額 (⑤-③)	㉑のうち電磁的記 録等に記録された 事項に係る部分の 額	⑥の事実及び⑦の 事項のみに基づい て更正決定等が あったとした場合 の額 (⑥+⑦)	不正当事由 部分の額	正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった とした場合の額 (⑧-⑥)													
所得金額	総所得	①																				
	所得	②																				
	所得	③																				
所得金額から差し引かれる金額		④																				
課税所得金額	総所得	⑤																				
	所得	⑥																				
	所得	⑦																				
算出税額	⑤に対する税額	⑧																				
	⑥に対する税額	⑨																				
	⑦に対する税額	⑩																				
	計	⑪																				
所得税額から差し引かれる金額		⑫																				
差引所得税額 (⑪-⑫) (引ききれないときは0)		⑬																				
災害減免額		⑭																				
再差引所得税額 (⑬-⑭) (引ききれないときは0)		⑮																				
令和6年分特別税額控除		⑯																				
再々差引所得税額 (基準所得税額) (⑮-⑯)		⑰																				
復興特別所得税額 (⑰×2.1%)		⑱																				
所得税及び復興特別 所得税の額 (⑰+⑱)		㉒																				
外国税額控除等		㉓																				
源泉徴収税額		㉔																				
申告納税額 (㉒-㉓-㉔)		㉕																				
予定納税額		㉖																				
確定納税額	納付すべき税額	㉗																				
	還付金相当額	㉘																				
	還付金相当額 (所得税額)	㉙																				
損失の繰戻し	減少する所得税額 に係る還付加算金	㉚																				
	増差税額 (㉗、㉘、㉙、㉚は ㉕との増差税額)	㉛																				
加算税の基礎となる税額		㉜																				

() 枚のうち () 枚目

07.3

付表の八

重加算税がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの重加算税又は追少(無)申告加算税の基礎となる税額は、この計算書の29欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名

歳

		A	B	C	D	E	F	G	H
				隠蔽仮装事由 部分の額	隠蔽仮装事由以外 の事実のみに基づ いて更正決定等が あったとした場合 の額 (B-C)	Cのうち電磁的記 録等に記録された 事項に係る部分の 額	Dの事実及びEの 事項のみに基づい て更正決定等があ ったとした場合の 額 (D+E)	不正当事由部分 の額	正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった とした場合の額 (D-G)
所得 金 額	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2								
	3								
所得金額から差し 引かれる金額		4							
課税される 所得金額	5								
	6								
	7								
算出 税 額	5欄に対する税額	8							
	6欄に対する税額	9							
	7欄に対する税額	10							
	計	11							
所得税額から差し引かれる金額		12			円		円		円
差し引所得税額(11欄-12欄) (引ききれないときは0)		13							
災害減免額		14			円		円		円
再差し引所得税額(13欄-14欄) (引ききれないときは0)		15							
令和6年分特別税額控除		16			円		円		円
再々差し引所得税額 (基準所得税額) (15欄-16欄)		17							
復興特別所得税額 (17欄×2.1%)		18							
所得税及び復興特別所得税の額 (17欄+18欄)		19							
外国税額控除等		20			円		円		円
源泉徴収税額		21							
申告納税額 (19欄-20欄-21欄)		22							
予定納税額		23			円		円		円
確定 納税額	納付すべき税額	24							
	還付金相当額	25							
損失の 繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	26							
	減少する所得税額 に係る還付加算金	27							
増徴税額 (B,D,F,Hは Aとの増徴税額)		28			(B-D) 円	(F-D) 円		(D-H) 円	
加算税の基礎となる税額		29			重加算税分 1万円未満の 端数四捨五 入	Cのうち電磁的記 録に係る加算税 による重加算税分 1万円未満の 端数四捨五 入		追少(無) 申告加算税分 1万円未満の 端数四捨五 入	

付
表
の
八

電子通知

国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置の基礎となる税額は、この計算書の㉔
欄の太枠内に記載しています。

年分

氏 名

殿

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得金額	総所得	①																								
	所得	②																								
	所得	③																								
所得金額から差し引かれる金額		④																								
課税所得金額	総所得	⑤																								
	所得	⑥																								
	所得	⑦																								
算出税額	⑤に対する税額	⑧																								
	⑥に対する税額	⑨																								
	⑦に対する税額	⑩																								
	計	⑪																								
所得税額から差し引かれる金額		⑫																								
差引所得税額 (⑪-⑫) (引ききれないときは0)		⑬																								
災害減免額		⑭																								
再差引所得税額 (⑬-⑭) (引ききれないときは0)		⑮																								
令和6年分特別税額控除		⑯																								
再々差引所得税額 (基準所得税額) (⑮-⑯)		⑰																								
復興特別所得税額 (⑰ × 2.1 %)		⑱																								
所得税及び復興特別所得税の額 (⑱+⑲)		⑳																								
外国税額控除等		㉑																								
源泉徴収税額		㉒																								
申告納税額 (㉑-㉒-㉓)		㉓																								
増徴税額	納付すべき税	㉔																								
	還付金相当額	㉕																								
	還付金相当額 (所得税額)	㉖																								
	減少する所得税額 に係る還付加算金	㉗																								
増徴税額 (㉔、㉕、㉖、㉗は ㉓との増徴税額)		㉘																								
加算税の基礎となる税額		㉙																								

付表の八の五

あなたの国外財産調査又は財産債務調査に係る加算税の軽減・加重措置の基礎となる税額は、この計算書の29欄の太枠内に記載しています。

興

		A	B	C	D	E	F	G	H
				5%軽減措置 対象部分の額	5%軽減措置 の対象となら ない部分の額	5%加重措置 対象部分の額	5%軽減措置 及び5%加重 措置の対象とな らない部分の額	10%加重措置 対象部分の額	5%軽減措置、 5%加重措置及 び10%加重措置 の対象となら ない部分の額
			ただし、付表の 八がある場合に は、隠微仮装事 由以外のみに基 づいて更正決定 等があったとし た場合の額		(B - C)		(B - C - E)		(B - C - E - G)
所得 金額	1								
	2								
	3								
所得金額から差し 引かれる金額		4							
課税される所得金額	5								
	6								
	7								
算出税額	5欄に対する税額	8							
	6欄に対する税額	9							
	7欄に対する税額	10							
	計	11							
所得税額から差し 引かれる金額		12							
差し引く税額(11欄-12欄) (引ききれないときは0)		13							
災害減免額		14							
再差し引く税額(13欄-14欄) (引ききれないときは0)		15							
令和6年分特別税額控除		16							
再々差し引く所得税額 (基準所得税額) (15欄-16欄)		17							
復興特別所得税額 (17欄×2.1%)		18							
所得税及び復興特別 所得税の額(17欄+18欄)		19							
外国税額控除等		20							
源泉徴収税額		21							
申告納税額 (19欄-20欄-21欄)		22							
予定納税額		23							
確定 納税額	納付すべき税額	24							
	還付金相当額	25							
損失の 繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	26							
	減少する所得税額 に係る還付加算金	27							
増差税額 (B、D、F、Hは) (Aとの増差税額)		28			(B - D)	(D - F)	(F - H)		
加算税額の基 となる税額		29			5%軽減措置 (1万円未満の) 端数切捨て	5%加重措置 (1万円未満の) 端数切捨て		10%加重措置 (1万円未満の) 端数切捨て	

付表の八の五

電子通知

優良な電子帳簿保存に係る加算税の軽減措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの優良な電子帳簿保存に係る軽減措置の基礎となる税額は、この計算書の⑳欄の太枠内に記載しています。

年分			氏 名		殿	
			①	②	③	④
			前の額	後の額	電 磁 的 記 録 事 由 部 分 の 額	電 磁 的 記 録 事 由 部 分 の 額 (② - ③)
所得金額	総所得	①	円	円	円	円
	所得	②				
	所得	③				
所得金額から差し引く	所得金額から差し引く	④				
課税所得金額	総所得	⑤				
	所得	⑥				
	所得	⑦				
算出税額	⑤ に対する税額	⑧				
	⑥ に対する税額	⑨				
	⑦ に対する税額	⑩				
	計	⑪				
所得税額から差し引く	所得税額から差し引く	⑫			円	
差引所得税額 (⑪ - ⑫) (引ききれないときは 0)		⑬				
災害減免額		⑭				円
再差引所得税額 (⑬ - ⑭) (引ききれないときは 0)		⑮				円
令和 6 年分特別税額控除		⑯				円
再々差引所得税額 (⑮ - ⑯)	復興特別所得税額 (⑮ × 2.1 %)	⑰				
	所得税及び復興特別所得税の額 (⑰ + ⑱)	⑲				
	外国税額控除等	⑳				
源泉徴収税額		㉑				
申告納税額 (⑲ - ㉑)		㉒				円
予定納税額		㉓				
確定納税額	納付すべき税額	㉔				
	還付金相当額	㉕				
	還付金相当額 (所得税額)	㉖				
損失の繰戻し	減少する所得税額に係る還付加算金	㉗				
	増差税額 (㉖、㉗は㉔との増差税額)	㉘				(㉖ - ㉗) 円
加算税の基礎となる税額		㉙			優良な電子帳簿の保存に係る軽減部分 1万円未満の端数切捨て	

付表の八の六

優良な電子帳簿保存に係る加算税の軽減措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの優良な電子帳簿保存に係る軽減措置の基礎となる税額は、この計算書の29欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名

殿

		A	B	C	D
				電 磁 的 記 録 事 由 部 分 の 額	電 磁 的 記 録 事 由 の 対 象 と な る 部 分 の 額 (B - C)
所得金額	総所得	1	円	円	円
	所得	2			
	所得	3			
所得金額から差し引かれる金額		4			
課税所得金額	総所得	5			
	所得	6			
	所得	7			
算出税額	5欄に対する税額	8			
	6欄に対する税額	9			
	7欄に対する税額	10			
	計	11			
所得税額から差し引かれる金額		12		円	
差引所得税額 (11欄-12欄) (引ききれないときは0)		13			
災害減免額		14		円	
再差引所得税額 (13欄-14欄) (引ききれないときは0)		15			
令和6年分特別税額控除		16		円	
再々差引所得税額 (基準所得税額) (15欄-16欄)		17			
復興特別所得税額 (17欄×2.1%)		18			
所得税及び復興特別所得税の額 (17欄+18欄)		19			
外国税額控除等		20		円	
源泉徴収税額		21			
申告納税額 (19欄-20欄-21欄)		22			
予定納税額		23		円	
確定納税額	納付すべき税額	24			
	還付金相当額	25			
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	26			
	減少する所得税額 に係る還付加算金	27			
増減税額 (B、DはA) との増減税額		28		(B-D) 円	
加算税の基礎となる税額		29		(優良な電子帳簿の保存に係る軽減部分 1万円未満の繰越切捨て)	

付表の八の六

電子通知

帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置の基礎となる税額は、この計算書の⑳欄の太枠内に記載しています。

年分			氏 名			
			殿			
			①	②	③	④
			前の額	後の額	%加重措置対象部分の額	帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実のみに基づく額
				ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額		(②－③)
所得金額	総所得	①	円	円	円	円
	所得	②				
	所得	③				
所得金額から差し引かれる額		④				
課税所得金額	総所得	⑤				
	所得	⑥				
	所得	⑦				
算出税額	⑤に対する税額	⑧				
	⑥に対する税額	⑨				
	⑦に対する税額	⑩				
	計	⑪				
所得税額から差し引かれる額		⑫			円	
差引所得税額 (⑪－⑫) (引ききれないときは 0)		⑬				
災害減免額		⑭			円	
再差引所得税額 (⑬－⑭) (引ききれないときは 0)		⑮			円	
令和 6 年分特別税額控除		⑯			円	
再々差引所得税額 (⑮－⑯)		⑰				
復興特別所得税額 (⑰ × 2.1 %)		⑱				
所得税及び復興特別所得税の額 (⑰＋⑱)		⑲				
外国税額控除等		⑳			円	
源泉徴収税額		㉑				
申告納税額 (⑲－㉑－㉒)		㉒				
予定納税額		㉓			円	
確定納税額	納付すべき税額	㉔				
	還付金相当額	㉕				
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	㉖				
	減少する所得税額に係る還付加算金	㉗				
	増差税額 (㉖、㉗は㉔との増差税額)	㉘				(㉖－㉗) 円
加算税の基礎となる税額		㉙			%加重措置 1万円未満の端数切捨て	

付表の八の八

帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置の基礎となる税額は、この計算書の29欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名

殿

		A	B	C	D
			ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	% 加重措置 対象部分の額	帳簿に記載するべき 帳簿に項以外に 記載する額 (B - C)
所得金額	総所得	1	円	円	円
	所得	2			
	所得	3			
所得金額から差し引かれる金額		4			
課税される額	総所得	5			
	所得	6			
	所得	7			
算出税額	5欄に対する税額	8			
	6欄に対する税額	9			
	7欄に対する税額	10			
	計	11			
所得税額から差し引かれる金額		12		円	
差し引所得税額 (11欄 - 12欄) (引ききれないときは0)		13			
災害減免額		14		円	
再差し所得税額 (13欄 - 14欄) (引ききれないときは0)		15			
令和6年分特別税額控除		16		円	
再々差し所得税額 (基準所得税額) (15欄 - 16欄)		17			
復興特別所得税額 (17欄 × 2.1%)		18			
所得税及び復興特別所得税の額 (17欄 + 18欄)		19			
外国税額控除等		20		円	
源泉徴収税額		21			
申告納税額 (19欄 - 20欄 - 21欄)		22			
予定納税額		23		円	
確定納税額	結付すべき税額	24			
	還付金相当額	25			
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	26			
	減少する所得税額 に係る還付加算金	27			
増差税額 (B、DはA との増差税額)		28		(B - D) 円	
加算税の基礎となる税額		29		(%加重措置 1万円未満の端数切捨て)	

付表の八の八

電子通知